

施設での大会、イベント等の追加電気使用対応 利用者用資料

R7.7

運営母体	公益財団法人 石川県スポーツ協会
施設名	医王山スポーツセンター
項目	【追加電気使用について】
申請書提出	* 所定の「追加電気使用許可申請書」と配線配置図を添付して提出。 (「追加電気使用許可申請書」はHPにも提示)
申請書提出先 ・ 承認許可者	* 医王山スポーツセンター所長宛で提出。 * 医王山スポーツセンター所長が承認許可を行い「追加電気使用許可申請書」の承認印にて許可の証明とする。
追加電気使用料	<p>1 【配電盤よりケーブルによりコンセント確保の場合】 ⇒料金徴収あり。 1日5,000円(税込)。 (コンセント4か所で合計8000W(8kw)までの電力使用可能) * 別途、工事費用は利用者が負担すること。使用后、現状復旧を行うこと。 * その他、使用電力量、使用方法等によっては、その都度確認すること。</p> <p>2 【小型家電類以上・業務用機器を持ち込みの場合】 ⇒各持ち込み機器類電気代・・・1台・1区分 で計算をし、徴収する。 例)・ビックファン・・・1区分600円(税込)(1台) ・スポットクーラー・・・1区分1,500円(税込)(1台) ・ブルーヒーター・・・1区分 800円(税込)(1台) ・ジェットヒーター・・・1区分 2,500円(税込)(1台) ・放送機器(アンプ)・・・1区分 2,000円(税込)(1台) * その他の使用物品によっては、その都度確認をする。</p> <p>3 【小型家電類を持ち込みの場合】 * 持ち込み物品等については、その都度申し出ること。 ※無断持ち込み使用は、料金を頂きます。</p>
追加電気手続き	* 申請者(協会、連盟、等団体の住所、代表者(団体長)で申請をする。 * 担当者の氏名、連絡先も記載。 * 内容も記載(追加電気使用備品)。その他、大会名、利用予定数等を記載。
条件	* 使用後は施設を現状に回復すること。 * 原状回復後、職員の点検を受けること。 * 必ず、施設職員の指示に従うこと。 * 主催者は、追加電気使用に係る全ての責任を負うものとする。 * 追加電気の使用の際の条件等が認められない場合は許可しない。